

### (施設・事業所従事者向け手引き)

- ・ 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）」が、令和5年7月に施行されることに伴う性犯罪の罪名及び適用要件の改正について記載を追加（P6）。
- ・ 虐待を防止するための取組における「性的虐待の防止」について、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」の成果を踏まえて記載内容を拡充（P22）。
- ・ 通報等による不利益取扱いの禁止について、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されることを明確化（P27）。